

衆議院憲法調査会沖縄地方公聴会

における意見陳述要旨

2002年4月22日

沖縄国際大学法学部教授 垣 花 豊 順

21世紀の日本と憲法

一 教育勅語等に関する両院決議は尊重され、実行されるべきである

大日本帝国憲法(以下、明治憲法と称する)と日本国憲法との根本的な相違点は、天皇の地位を日本国の統治者から日本国民統合の象徴に変え、個人を天皇に統治される「臣民」から独立した人格を持つ人間として、「すべて国民は個人として尊重される(憲法13条前段)」に改めたことである。それに伴って、明治憲法下の基本原理(1)天皇主権、(2)家父長制、(3)大東亜共栄圏の建設は、日本国憲法の下では、それぞれ(1)国民主権、(2)基本的人権の尊重、(3)恒久平和の三つの基本原理に改められた。換言すると明治憲法は「天皇の神聖」を「核」にして制定され、日本国憲法は「個人の尊厳」を「核」にして制定されたのである。したがって、日本国憲法の三つの基本原理は全て「個人の尊厳」から派生する原理である。この基本原理を教育の力で実現するために、国会は「天皇の神聖」を普及徹底させるために制定された教育勅語を排除し、新たに「個人の尊厳」を普及徹底させるための教育基本法を制定したのである。

1948(昭和23)年6月19日、衆議院は「教育勅語等排除に関する決議」、参議院は「教育勅語等の失効確認に関する決議」を行った。その骨子は次の通りである(全文については拙著「教育の根本理念は『個人の尊厳』である」参照。283-284頁)。(以下、資料④と称する)。

衆議院

「民主平和国家として、世界史的建設途上にあるわが国の現実、その精神内容において、未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。」

参議院

「われらはここに、教育の真の權威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。」

教育基本法は1947(昭和22)年3月、民主的で文化的な日本国家を教育の力で建設し、

世界の平和と人類の福祉に貢献するために制定された準憲法的な法律である。同法は「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」(個・真・和)が教育の理念であることを明示し(前文)、目的として各人の「人格の完成」をめざすことを定めている(1条)。

しかし、教育基本法の普及徹底に関する両院の決議は軽視され、「個人の尊厳」が教育の根本理念であることは普及徹底されていない。変革の時代を迎えた今日、両院の決議は重く受け止められ、具体的に実行に移されるべきである。

二 公務員は憲法を尊重し、擁護する義務を果たすべきである

NHKは1999(平成11)年8月15日の終戦記念日に「NHKスペシャル 敗戦ニッポン……戦後教育の原点はこうして生まれた」を放映した。その特別番組では教育刷新委員会の第一部「理念部会」8人の委員が、「個」と「公」との関係、教育勅語の取り扱いについて熱心に討議し、(1)「公」への貢献は「個の確立」を通して為されるべきである、(2)教育の目的は個人の尊厳に基づく人格の完成である、(3)教育勅語は排除されるべきである、ことを決めた経緯について詳しく解説している。この番組に弁護士で「さわやか福祉財団」の理事長堀田力氏(ロッキード事件で論告求刑をした元検事)が出演し、「教育基本法の理念はすばらしい」と称えている。しかし、日本の現状について、個人の尊厳を核に据えた教育基本法の理念は二、三割浸透しているか否かも心もとない、と憂えている。堀田氏はロッキード事件のような指導者による汚職事件は、真に「個の確立」がなされていないために起こる事件で、日本の課題は、自立・自律した「個の確立」であることを説いている(資料④260、233頁参照)。私も「個人の尊厳」を中核に据えた教育基本法の理念は、政府指導者だけでなく、大学教員にも浸透していない、と思っている。

憲法・教育基本法の中核である「個人の尊厳」が、浸透しない理由は憲法の制定経過、天皇主権の残滓等いろいろあるが、最大の原因は指導者が「個人の尊厳」を浸透させることに熱意がないことだ、と考えられる。

2000(平成12)年2月13日、琉球新報と沖縄タイムスに教育改革について国民の意見を聴取する政府広報が掲載された。その中で当時の総理大臣小渕恵三と文部大臣中曽根弘文は連名で、教育改革の原点から考えるために、21世紀における教育のあり方、例えば、

①教育という営みにとって大切な視点(基本理念)は何か、

③「個」と「公」についてどのように考えるべきか、

との設問を掲載して国民の意見を求めている(②と④は省略)。

教育の根本理念が「個人の尊厳」であることは教育基本法に明示されているし、「個」と「公」との関係は憲法13条に「個人の尊重」が原則で、「公共の福祉」は個人の尊重を実質的に公平に調整する原理として定められているから、前記のような設問は憲法・教育基本法の根本理念を軽視している、と考えられる。そのことは、教育勅語については戦前の

指導者は一言一句、誤りがないように暗唱し、教育の根本理念は天皇への忠誠、「個」と「公」との関係は滅私奉公であることを説いていたのと比べると、明かである。国会議員、大学教員のような公務員、指導者は常に憲法の根本理念である「個人の尊厳」を守り、その内容を深化させる義務があることを忘れると、高邁な憲法の理想は生かされないことになる(日本国憲法99条、11条、12条参照)。

三 「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成(個・真・和)」は、人類普遍の原理である

衆議院憲法調査会の発行した資料を読むと、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和の三原理は21世紀においても堅持すべきだとの発言は数多く見られる。しかし、村上陽一郎参考人(国際基督教大学教授)のように、「人間の尊厳の不可侵」に言及した発言は極めて数少ない。また、大学を卒業した学生の多くは、日本国憲法の三つの基本原理を知っているが、逆に憲法の三つの基本原理は個人の尊厳から派生した原理であることを知っている卒業生は数少ない。そのことから推断すると、「個人の尊厳」が憲法・教育基本法の中核であることを知らない国会議員、大学教官も数多いと考えられる。琉球大学のように、大学改革に伴って「個人の尊厳」を「公」に変えた教育理念「真・公・和」を掲げている大学もあるからである。

琉球大学は米国統治下にあった1950(昭25)年5月22日に開学し、1972(昭47)年沖縄の本土復帰に伴って国立大学に移行した総合大学である。1953(昭28)年当時の学生便覧には教育基本法を採り入れた琉球教育法が掲載され、教育の目的は「個人の価値をたつとび」「人格の完成をめざす」ことであることが明示されていた。しかし、1993(平成5)年、大学改革に伴って『真』(真理の探求)・『公』(地域社、⁷⁷引いては国際社会への貢献)・『和』(平和を目指す人間関係の確立、人間と自然界との調和共存)を新たな基本理念として制定している。「真・公・和」の基本理念は教育基本法に定める「個人の尊厳」を「公」に変えた理念であるから、教育基本法の根本理念に抵触すると考えられる(真・公・和の制定過程、問題点については、資料④58頁以下参照)。

「個人の尊厳」を「公」に変えた基本理念を掲げると、(1)医の倫理を教え、守ることができない、(2)ハンセン病患者のように、「公」のために強制収容、断種された人々の人権を回復することができない、(3)「公」の理念の下では、司法改革に伴って設立される法科大学院(ロースクール)の誘致は難しくなる、等の問題が派生する(資料②「琉球大学の基本理念『真・公・和』に関する提言」参照)。

教育国民会議はその最終答申書で「これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など人類普遍の原理を大切にするとともに…」と答申している。

「真・公・和」の基本理念は憲法・教育基本法の根本理念に照らして、速やかに再検討されるべきである。

四 「個人の尊厳」を普及徹底し、その内容を深化させることが日本の課題である

人類の歴史を振り返ってみると、長い奴隷、封建制度を経て、近年になってやっと「個人の尊重(厳)」という人類普遍の原理にたどりついたことが分る。日本に「個人の尊厳」が導入されたのは、日本国憲法制定の時でわずか56年前のことである。

日本国憲法制定の際、「個人の尊厳」を憲法24条に規定することについて日本政府は強く反対した(資料④122頁)。日本国民はこの歴史的事実を謙虚に素直に受けとめ、根気強く「個人の尊厳」の普及徹底に努めるべきである。「個人の尊厳」は国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和の中核だからである。

日本国憲法・教育基本法は日本国を解体し、弱体化するために制定された、と主張する指導者もいるが、それは事実と反する主張である。日本国憲法・教育基本法のお陰で日本は再建に成功して、経済的な発展を遂げ、国民は自由を享受して、国外へ脱出する日本人は犯罪者を除き皆無だからである。

日本の伝統文化を教えることができないと主張する声もあるが、日本ペンクラブ会長梅原猛氏が主張しているように、「教育基本法の本質は、日本の伝統のゆかしさを教えることと矛盾するものではない」のである(資料④289頁)。聖徳太師の制定した十七条の憲法や幸福は身近にあることを教える寓話「ねずみの嫁入り」等は、教育基本法の本質と矛盾はしない、と考えられるからである。

日本人が留意しなければならないことは、「個人の尊厳」の本来の意味を理解しないで、「わがまま」とか「利己主義」とかいう悪意のある言葉に置き変えて誤解する傾向があることである(ゴードン女史の講演。資料④122-125頁参照)。「個人の尊厳」の本来の意味は自己本位で物事を判断する利己主義と「公」の名の下に個人を不当に抑圧する全体主義を排除し、国民の一人一人を独立した人格者として認めて、真に国民主権を実現することである。

60数億の人間はそれぞれ異なる存在で、永遠の時を今に生きる動物である。換言すると、人間がこの世に生きる時間は限られているが、その意識は過去を顧み、現実を注視し、永遠の時を思うことのできる存在である。各人は程度の差はあるが、過去・現在・未来を包含して歴史に学び、その知恵は生・老・病・死に伴う諸々の問題を解決し、その知識は宇宙を探索して未来を拓く原動力を秘めているのである。

このように見えてくると、「個人の尊厳」は天に輝く太陽が全ての人に平等に熱・光を与えてその生存・成長を助けているのと同じように、全ての国民に平等に無限に伸びるチャンスを与え、人々に明るい希望をもたらす理念だ、と考えられる。

「個人の尊厳」は21世紀においても、護り、育てられ、その内容は人類の進歩と共に深化されるべきである。